

議案第95号

久喜市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

久喜市印鑑登録及び証明に関する条例(平成22年久喜市条例第169号)の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「民間端末機」を「端末機」に改め、「民間事業者が設置し、かつ、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

個人番号カードを使用して印鑑登録証明書等の各種証明書を交付できる端末機を市が設置することに伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。